

議案第 6 3 号

茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

茨城県後期高齢者医療広域連合規約（平成 1 9 年市町村指令第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 備考中「及び外国人登録原票」を削る。

付 則

この規約は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

平成 2 4 年 9 月 3 日 提 出

守谷市長 会 田 真 一

平成 年 月 日 原案 決

議案	頁数
63号	1

提案理由（議案第63号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止に伴い、茨城県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、関係市町村において協議することが求められているので、地方自治法第291条の11の規定により提案するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

茨城県後期高齢者医療広域連合規約新旧対照表

改 正	現 行
<p>別表第2（第18条関係） （略）</p> <p>備 考</p> <p>1 人口割の算定は、前年度の3月31日現在の住民基本台帳に基づく人口による。</p> <p>2 高齢者人口割の算定は、前年度の3月31日現在の住民基本台帳に基づく満75歳以上の人口による。</p>	<p>別表第2（第18条関係） （略）</p> <p>備 考</p> <p>1 人口割の算定は、前年度の3月31日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく人口による。</p> <p>2 高齢者人口割の算定は、前年度の3月31日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく満75歳以上の人口による。</p>